

件名	職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号） 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号） 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年11月16日条例第56号） 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年8月4日条例第31号） 職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）
内容	<p>【改正の概要】</p> <p>「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲等の見直し等のため、下記のとおり所要の条例改正を行う。</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 育児休業等の対象となる子の範囲の見直し 子の範囲に「特別養子縁組の監護期間中の子」等を加える。</p> <p>(2) 育児休業等の申出ができる非常勤職員の要件緩和 「子が1歳以降も在職することが見込まれ、かつ、2歳までに任期満了しない」を「子が1歳6か月までに任期満了しない」に緩和し、対象者を拡大する。</p> <p>(3) 介護のための時間外勤務免除措置 職員が請求した場合、正規の勤務時間外の勤務をさせない規定を設ける。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例〔上記(1)(3)関連〕</p> <p>(2) 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例〔 “ ” 〕</p> <p>(3) 職員の育児休業等に関する条例〔上記(1)(2)関連〕</p>
施行日	公布日
【その他参考事項】	